

危険物事業所の皆様へ



電子申請の窓口と 申請可能な届出手続き一覧



消防局規制課が窓口の届出

【危険物関係】

★対象施設★

- ・給油取扱所：敷地面積が1,500㎡以上
- ・その他の施設：指定数量が100倍以上



- ・資料提出書
 - ・確認を要する変更工事
 - ・火気使用工事
 - ・国際タンクコンテナ
- ・消防用設備着工届
- ・許可申請等取下

【石油コンビナート関係】

- ・防災業務実施状況報告書（自衛防災組織・共同防災組織）
- ・資料提出書（特定防災施設等の軽微な変更等）

各消防署予防課が窓口の届出

【危険物関係】

★対象施設★

- ・給油取扱所：敷地面積が1,500㎡未満
- ・その他の施設：指定数量が100倍未満



- ・資料提出書
 - ・確認を要する変更工事
 - ・火気使用工事
 - ・国際タンクコンテナ
- ・消防用設備着工届
- ・許可申請等取下

★全施設★

- ・変更届出書
- ・保安統括管理者選任（解任）届出書
- ・保安監督者選任（解任）届出書
- ・品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
- ・特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長届出書
- ・休止中の特定（準特定）屋外タンク貯蔵所の再開届出書
- ・特定（準特定）屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書
- ・廃止届出書 ※ 許可書等の返却は郵送でお願いします。
- ・資料提出書（予防規程の軽微な変更、漏れの点検報告、管理者の変更）
- ・譲渡引渡届出書
- ・事故発生届出書
- ・休止（再開）届出書

【石油コンビナート関係】

- ・防災規程制定（変更）届出書
- ・防災要員及び防災資機材等現況届出書
- ・防災管理者（副防災管理者）選任（解任）届出書
- ・資料提出書（防災資機材等の軽微な変更等）
- ・共同防災組織設置（変更）届出書

お問い合わせ：消防局規制課

TEL：093-582-3851